

第12章 治療・救済者費用保障条項

(治療・救済者費用等共済金の支払事由)

第62条 本会は、第36条（傷害治療費用共済金の支払事由）、第38条（疾病治療費用共済金の支払事由）または第56条（救済者費用等共済金の支払事由）に定める共済金のいずれかが支払われる場合には、これらの共済金の支払いに代えて、支払われるべき金額の合計額を治療・救済者費用等共済金として支払います。

2. 治療・救済者費用等共済金として支払うべき前項の傷害治療費用共済金、疾病治療費用共済金または救済者費用等共済金の額は、第36条（傷害治療費用共済金の支払事由）第2項、第38条（疾病治療費用共済金の支払事由）第4項および第60条（本会の責任限度額）の定めにかかわらず、共済金の種類ごとに、次の各号に掲げる額をもって限度とします。
 - (1) 傷害治療費用共済金
1 事故に基づく傷害につき、共済加入証書記載の治療・救済者費用等共済金額（以下「治療・救済者費用等共済金額」といいます。）。
 - (2) 疾病治療費用共済金
1 疾病（合併症および続発症を含みます。）につき、治療・救済者費用等共済金額。
 - (3) 救済者費用等共済金
第56条（救済者費用等共済金の支払事由）第1項の各号に定める事由の発生1回につき、治療・救済者費用等共済金額。
3. 被共済者が次の各号に掲げるいずれかに該当した場合において、前項の規定により算出した傷害治療費用共済金、疾病治療費用共済金または救済者費用等共済金の合計額が治療・救済者費用等共済金額を超えるときは、本会の支払うべき治療・救済者費用等共済金の額は、その各号に規定する事由の発生1回につき、治療・救済者費用等共済金額をもって限度とします。
 - (1) 傷害治療費用共済金を支払うべき第36条（傷害治療費用共済金の支払事由）の傷害を直接の原因として、第56条（救済者費用等共済金の支払事由）第1項第(1)号①または第(2)号①に該当したとき。
 - (2) 疾病治療費用共済金を支払うべき第38条（疾病治療費用共済金の支払事由）に定める疾病を直接の原因として、第56条（救済者費用等共済金の支払事由）第1項第(1)号②、③または第(2)号②に該当したとき。
 - (3) 救済者費用等共済金を支払うべき第56条（救済者費用等共済金の支払事由）第1項第(3)号または第(4)号に定める行方不明、遭難または事故を直接の原因として、第36条（傷害治療費用共済金の支払事由）第1項に該当したとき。

(準用)

第63条 本保障条項に規定のない事項については、本保障条項の趣旨に反しない限り、「第6章 傷害治療費用保障条項」、「第7条 疾病治療費用保障条項」および「第11章 救済者費用保障条項」の規定を準用します。